

第37回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2020年6月26日（金曜日）午前10時

開催場所

東京都新宿区西新宿八丁目17番3号
ベルサール新宿グランド 1階
イベントホール

議 案

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式割当てのための報酬決定の件

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）又はインターネットにより議決権行使くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使期限

2020年6月25日（木曜日）午後6時

目 次

第37回定時株主総会招集ご通知	1
（提供書面）	
事業報告	5
連結計算書類	32
計算書類	35
監査報告書	38
株主総会参考書類	44

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会会場にご来場になる株主様は、株主総会開催日のご自身の体調をご確認の上、感染防止にご配慮いただくようお願いいたします。ご来場の場合には、マスクの着用をお願いいたします。体調が悪い株主様には、議場への入場をご遠慮いただくようお願いする場合があります。
株主総会の各議案については、ご来場いただかずには書面またはインターネット等により議決権行使することが出来ますので、そちらのご利用もご検討ください。

証券コード 6727
2020年6月4日

株 主 各 位

埼玉県加須市豊野台二丁目510番地1
株式会社ワコム
代表取締役社長 井出信孝

第37回定期株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第37回定期株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2020年6月25日(木曜日)午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日(金曜日)午前10時

2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番3号
ベルサール新宿グランド 1階
イベントホール

3. 目的項目

報告事項

1. 第37期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第37期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

第3号議案 棟欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式割当てのための報酬決定の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月25日(木曜日)午後6時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、3頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照のうえ、2020年6月25日(木曜日)午後6時までに行使してください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款の定めにより、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.wacom.com/>) に掲載しており、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。従いまして、会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の提供書面の他、当社ホームページに掲載した連結注記表及び個別注記表であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.wacom.com/>) に掲載いたします。

◎株主総会にご出席の皆さまへのお土産はありません。

◎株主総会終了後、同会場にて事業説明会を行います。

【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社が指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権行使できます。

なお、一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱い方法について

(1) 議決権の行使期限は、2020年6月25日（木曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用になれない場合があります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

- (2) パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について
- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
- 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)
- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。
- ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。
- イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）
三井住友信託銀行 証券代行部
[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)
6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）
機関投資家の皆様に關しましては、本総会につき、株式会社 I C J が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法により議決権を行使していただくことも可能です。

(提供書面)

事 業 報 告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）における当社グループを取り巻く事業環境において、世界経済は、米中貿易摩擦の激化などにより貿易と投資が低迷したことに加え、2020年に入り新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大により経済活動が著しく制限されたことから、景気に深刻な悪影響を及ぼしました。IT市場では、IoT（モノのインターネット）による情報ネットワークの拡大やデータソースの多様化に加え、モバイル、クラウド、ビッグデータ、ソーシャルネットワークに関連した技術革新や利便性向上などが見られました。なお、同期間の主要通貨に対する円相場は、各国の景気や金融・貿易政策等に対する見方を反映し、前期の平均レートと比較すると対ドルでは僅かに円高、対ユーロ、对中国元ではそれぞれ小幅に円高となりました（為替変動による連結業績への影響は、売上高を約22億円押し下げ、営業利益を約9億円押し下げたと試算）。

このような事業環境の下、当社グループは、前期（2019年3月期）に策定した2022年3月期を最終年度とする中期経営計画「Wacom Chapter 2」の達成に向け、「テクノロジー・リーダーシップ・カンパニー」としてペンやインクのデジタル技術で常に市場の主導権を握りつつ、持続的な成長を目指してまいりました。当連結会計年度では、前期よりスタートした経営チームの下で、IoT、VR（仮想現実）/MR（複合現実）、AI（人工知能）、セキュリティ（安全性）といった成長分野において、事業モデルを一段と進化させるための将来戦略を協業先とともに推し進め、経営判断の質の向上を通して生産性やコスト構造の改善など経営課題にも全社的に取り組みました。

ブランド製品事業については、創造性発揮のための最高体験をお客様にお届けするため、技術革新に取り組むとともに、顧客サービスの向上に努めました。当連結会計年度では、主力のクリエイティブビジネスにおいて、ディスプレイ製品の新製品の拡販に努めましたが、ペントタブレット製品などの販売が前期を下回ったことにより同ビジネスの売上高は前期を僅かに下回りました。さらに、コンシューマビジネスとビジネスソリュ

ーションの売上高も前期を下回ったことから、ブランド製品事業全体としての売上高は、前期を小幅に下回りました。

テクノロジーソリューション事業については、デジタルペン技術（EMR：Electro Magnetic Resonance、アクティブES：Active Electrostatic）の事実上の標準化に取り組むとともに、タブレット・ノートPC市場での利用拡大や教育市場での事業機会の拡大に努めました。当連結会計年度では、タブレット・ノートPC向けの売上が前期を僅かに下回りましたが、スマートフォン向けの売上が前期を上回ったことなどから、テクノロジーソリューション事業全体としての売上高は、前期を僅かに上回りました。

中期経営計画の経営課題に対する全社的な取り組みとしては、利益重視の経営を目指し、組織やオペレーション（資材調達、生産管理等）の改革とコスト構造の改善などに努め、開発エンジニアリングやオペレーションにおいて事業間の垣根を越えた連携を図りました。そして、中国を中心とした当社の生産委託先による生産体制に対し、一部製品ラインの生産を中国以外に移管するなどの最適化に取り組みました。また、株式会社NTTドコモの「ドコモ5Gオープンパートナープログラム」のメンバーとして第5世代移動通信システム（5G）を使った仮想空間デザインの提案を行うなど中期経営計画における全社戦略の一つである「テクノロジー・リーダーシップ」を推進するため研究開発費への積極投資を行いました。一方で、それ以外の費用については必要性の見極めを行うなど販管費の最適化に引き続き取り組みました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高が88,579,866千円（前期比1.0%減）となり、営業利益は5,566,709千円（同34.1%増）、経常利益は5,194,262千円（同25.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,917,486千円（同1.7%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

○ ブランド製品事業

<クリエイティブビジネス>

クリエイティブビジネスは、ペントタブレット製品の売上高が前期を下回ったことなどから僅かに減収となりました。

・ ペントタブレット製品

「Wacom Intuos Pro（ワコム インテュオス プロ）」は、既存モデルが発表から3年が経過し、販売が減速したことなどから、前期の売上を下回りました。中低価格帯モデル「Wacom Intuos（ワコム インテュオス）」は、競争環境の影響を受けたことにより売上が前期を下回りました。低価格モデル「One by Wacom（ワン バイ ワコム）」は、中国を中心に好調な販売を維持し前期の売上を大幅に上回りました。これらの結果、ペントタブレット製品全体の売上高は、前期を下回りました。

・ ディスプレイ製品

前期に市場投入した液晶ペントタブレットの各新製品のほか、2019年7月には「Wacom Cintiq（ワコム シンティック）22」、2020年1月には「Wacom One（ワコム ワン）液晶ペントタブレット13」を発表して拡販に努め、エントリーモデルが中心となって売上に貢献しました。これらの結果、ディスプレイ製品全体の売上高は、前期を上回りました。

・ モバイル製品

デジタルペン搭載タブレット市場が拡大し競争環境が大きく変化するなか、Windows 10搭載クリエイティブタブレット「Wacom MobileStudio Pro 16」を2019年10月に、「Wacom MobileStudio Pro 13」を2019年12月に発表し、製品ラインアップを更新しました。既存モデルの売上が停滞したことから、モバイル製品全体の売上高は、前期を大幅に下回りました。

<コンシューマビジネス>

マイクロソフト社との共同開発によるWindowsタブレットでのデジタルインク活用に最適なスタイラスペンの第2世代として、「Bamboo Ink（バンブー インク）」と「Bamboo Ink Plus（バンブー インク プラス）」を2019年6月に発表しましたが、売上は引き続き停滞しました。この結果、コンシューマビジネス全体の売上高は、前期を大幅に下回りました。

<ビジネスソリューション>

デジタルペンとインクを活用した業務のペーパーレス化、効率化を進める金融機関など法人向けに液晶サインタブレット並びに液晶ペンタブレットの拡販に努めました。しかし、市場動向や競争環境の変化による影響を受けたことなどに伴い、液晶サインタブレット「STU（エスティーウー）」シリーズの売上が米国で減少し、前期を下回りました。この結果、ビジネスソリューション全体の売上高は、前期を下回りました。

これらの結果、ブランド製品事業の売上高は42,587,052千円（前期比6.3%減）、セグメント利益は1,706,386千円（同6.3%減）となりました。

○ テクノロジーソリューション事業

<スマートフォン向けペン・センサーシステム>

主要顧客であるサムスン社の最新モデル向けの売上増加により、スマートフォン向けペン・センサーシステム全体の売上高は、前期を上回りました。

<タブレット・ノートPC向けペン・センサーシステム>

タブレット・ノートPCメーカー各社からアクティブES方式デジタルペン製品への高い評価を得ております。タブレット・ノートPC向けペン・センサーシステム全体の売上高は、主要顧客群への販売は増加しつつも前期を僅かに下回りました。

これらの結果、テクノロジーソリューション事業の売上高は45,992,814千円（前期比4.4%増）、セグメント利益は7,650,091千円（同14.9%増）となりました。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大による当連結会計年度での当社グループの事業活動への影響および取り組みについては、下記の通りであります。

ブランド製品事業では、当第4四半期連結会計期間（2020年1～3月期）において、新製品に対する導入・販促活動が十分に展開できなかつたこと、営業活動が制限されたことなどから、主にクリエイティブビジネスのディスプレイ製品やモバイル製品の販売に悪影響を及ぼしました。一方で、家庭でのオンライン教育の環境整備が進んだことなどにより、クリエイティブビジネスのペンタブレット製品において低価格モデルへの需要が見られました。

テクノロジーソリューション事業では、当第4四半期連結会計期間（2020年1～3月期）において、生産、サプライチェーンオペレーションに困難をきたしたこと、営業活動が制限されたことなどから、主にタブレット・ノートPC向けペン・センサーシステムの販売に悪影響を及ぼしました。

全社的な取り組みとしては、全世界的に、在宅勤務（テレワーク）の実施等柔軟な勤務体制を敷くことで、従業員の安全確保、感染拡大防止に向けた社会的責任の遂行を図りました。なお、財務施策面からは、当連結会計年度末において金融機関との間で30億円（前連結会計年度末よりも10億円の増額）のコミットメントライン契約を締結し、十分な流動性も確保しております。

- ② 設備投資の状況
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第34期 (2017年3月期)	第35期 (2018年3月期)	第36期 (2019年3月期)	第37期 (2020年3月期)
売上高(千円)	71,313,987	82,262,867	89,498,505	88,579,866
経常利益又は(△)(千円)	△870,228	3,584,698	4,149,067	5,194,262
親会社株主に帰属する当期純利益又は(△)(千円)	△5,534,484	2,361,885	3,851,242	3,917,486
1株当たり当期純利益又は(△)(円)	△33.93	14.55	23.71	24.12
総資産(千円)	50,249,583	50,909,513	51,551,107	51,155,703
純資産(千円)	21,356,897	22,668,481	25,427,954	27,734,774
1株当たり純資産額(円)	130.75	139.45	156.54	170.75

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ワコムヨーロッパ	557,648 千円	100%	当社電子機器製品の欧州、アフリカ、中東での販売及びソフトウェアの開発
ワコムテクノロジー	1,020,249 千円	100%	当社電子機器製品の北中南米での販売及びソフトウェアの開発

(4) 対処すべき課題

① 会社の経営の基本方針

当社グループは、「創造性に満ちた世界のために、私たちが提供できる技術」として「手書きだからこそ伝えられる気持ち」、「手書きでなくては磨き上げられないアイデア」を、デジタルの力でサポートしてまいりました。この理念の下で更に飛躍すべく、新たな中期経営計画「Wacom Chapter 2」を策定し、「テクノロジー・リーダーシップ」、「アイランド&オーシャン」、「エクストリーム・フォーカス」という3つの全社戦略を柱とします。

1) テクノロジー・リーダーシップ

当社ではこれまで磨いてきた技術を改めて重視し、「技術を通じて市場での主導権を発揮する」ことを、「Wacom Chapter 2」における最も大切な方針と位置付けています。具体的には、デジタルペンを中心としたコアの技術とコアを取り巻く新技術の取り込みに対する投資を増やし、製品開発に携わる技術者（エンジニア）だけでなく、お客様との窓口にエンジニアを再配置し、お客様との対話を充実させニーズを正確に汲み取り、最高の技術を提供することで最高の感動を届けます。

2) アイランド&オーシャン

デジタルペンやデジタルインクの普及に伴い、「手書き」に対する市場の関心が高まる中、当社グループ全体の成長を導いていく戦略として「深耕と普及」を掲げます。「アイランド」は特定のお客様に最高の技術と品質で最高の感動を届ける「深耕」戦略を意味し、「オーシャン」はデジタルペン及びデジタルインクで当社グループの技術を市場全体へ拡大する「普及」戦略を意味します。二つの戦略を使い分けつつ、ブ

ランド製品事業とテクノロジーソリューション事業が、市場へのアプローチにおいて目指すべき方向性を明らかにし、各々の事業の垣根を越えて緊密な連携を図ります。これにより新たな知見を生み出しやすくすることで、イノベーションの加速を推進します。また、2022年3月期連結売上高の1割程度を目安に新たな事業領域を開拓し、持続的な成長を達成する基盤づくりを並行して進めています。

3) エクストリーム・フォーカス

会社の限られた経営資源を効率的、効果的に活用するため「大胆な選択と集中」を行います。お客様との対話を促す活動や技術革新への投資を積極的に行う一方で、それ以外の投資を最適化することで、安定的に利益を生み出す「利益重視の経営」を目指します。

② 経営環境

世界経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的流行の影響を受け、その成長予測は相当な不確実性を伴っています。2020年後半から経済活動は徐々に回復に向かうとの見方があるものの、一方、感染拡大の長期化や再発などから、経済見通しのリスクは下向きであるとの見方もあり、世界経済の先行きは依然不透明な状況にあります。これらの情勢を背景に、企業業績に与える影響の大きい今後の為替相場の動向についても、対ドル、対ユーロともに不透明感があります。一方、IT市場を中心とする事業環境については、IoTによるデータソースの多様化、モバイル、クラウド、ビッグデータ、ソーシャルネットワークなどの技術革新に伴う情報処理の低価格化、利用の容易化がさらに進んでいくことが見込まれております。

③ 目標とする経営指標

このような状況下、前述の3つの戦略を柱に、2022年3月期までに、連結売上高1,000億円、連結営業利益率10%、連結株主資本利益率15%から20%の達成を財務目標とします。（想定為替レート：1ドル105円、1ユーロ130円）

④ 会社の対処すべき課題

1) 「テクノロジー・リーダーシップ」の推進

a. 最高技術責任者（CTO）による牽引

チーフテクノロジーオフィサー（CTO）のリーダーシップと戦略推進チーム（CTOオフィス）との協働により、基幹技術の開発に加えて、AIやVR/MRなどの先端技術との融合、新しい技術の創出といった技術の方向性（ロードマップ）を提示し、「テクノロジー・リーダーシップ」を牽引します。

b. エンジニアの増員と研究開発投資の引き上げ

エンジニアの採用を強化し増員を図るとともに、お客様の窓口となる組織へのエンジニアを再配置し、お客様の声を製品開発に反映させます。また、持続的な成長の観点から、コアとなる基礎技術の革新や先端技術との融合にも注力すべく、研究開発投資を積極的に行いイノベーションを加速させます。

c. 品質管理体制の見直しと強化

品質管理体制の強化と相互牽制体制強化のため、品質管理部門をCEOの直下に配置し、製品開発から製造工程に至る各段階において、相互に機能を高め合う体制を整備します。

また、出荷後の製品に対する品質モニタリング・システムと分析データの活用により、お客様の満足度向上と、製品設計の安定化促進や循環的な品質向上プロセスの強化を図ります。

d. デジタルインクのビッグデータへの活用

当社のデジタルペンから生み出されるデジタルインク（データ）は、「いつ、誰が、どこで、どんな状況で、どのような思いでこれを描（書）いたのか」という人間の軌跡を表すビッグデータであると認識し、インターネット技術やビッグデータとの組み合わせにより、AIやVR/MRといった最先端技術との連携を推進し、新しいデジタルペンの体験と価値を提供することを目指します。

2) 「アイランド&オーシャン」による緊密な連携

a. 「アイランド&オーシャン」戦略の背景

大手グローバルIT企業を中心に、パソコン、スマートフォン、タブレットなどの様々なデバイスにデジタルペンを付属させる動きが強まる中、中長期的にデジタルペンとデジタルインクを取り巻く市場への爆発的な普及期の到来に備え、プロフェッショナルユーザーを中心とするクリエイティブティ発揮のための最高品質体験を追求する深耕戦略（アイランド）と、デジタルペンとデジタルインクの技術のデファクトスタンダード化（事実上の標準化）を推し進める普及戦略（オーシャン）を使い分け、グループ全体の持続的な成長を目指します。

b. 創造性を追求するお客様へ最高のソリューションを提供（アイランド）

プロフェッショナルユーザーを対象としたクリエイティブビジネスの市場でも、3D技術の利用を含めた映画、コミックやゲームアプリケーションなどのデジタルコンテンツ製作が増加し、新興国を中心に新規参入企業が増加しています。このような潮流に対し、3Dプログラム／アプリケーション操作に対応した製品をリリースするなど、ユーザーのニーズに即した製品をいち早く市場に投入するとともに、圧倒的な品質と

最高のサービスを提供することで、競争優位を維持していきます。VR向け3Dモデリングツールを開発する英国のソフトウェア会社Gravity Sketch Limited（グラビティ・スケッチ）に投資し、VR/MRなど先端技術との融合を目指していますが、今後、外部の技術を取り込むオープンイノベーションを通じた製品の共同開発も進めていきます。個々のお客様との密接な相互コミュニケーション実現のため、Wacom IDを導入し、きめ細かなカスタマーサポートを提供し、当社グループが提供するクラウドサービス（Inkspace）や電子商取引サービス（Marketplace）と共に、お客様のクリエイティブ活動を強力にサポートするワークフローを提案します。

c. デジタルペンとデジタルインク技術の業界標準化（オーシャン）

当社グループの強みであるデジタルペンとデジタルインクの技術を活用し、パートナーとして関連市場に参入している大手グローバルIT企業と共に、当該技術の業界標準確立を目指しています。この一環として、2014年から当社のデジタルペンが他社の機器上でも作動する「ユニバーサル・ペン・フレームワーク（UPF）」を推進し、OEM各社や主要IT企業とともに互換性の確保に努めてきた結果、デジタルペン「Bamboo Ink」をコンシューマ向けの市場に導入し、Windowsデバイスにおいて初めて互換性を実現しました。今後さらに、オペレーティングシステム（OS）に左右されないデジタルペン向けカートリッジの量産体制を確立し、文具メーカーのデジタル化の動きなど他業界の新規市場の創出を支援、促進するビジネスを活性化させていきます。また、デジタル文具の普及や市場の発展推進のために設立した非営利団体「デジタルステーションナリーコンソーシアムインク（DSC）」を通じて、OS間の垣根を越えた互換性を実現するデジタルインク技術「WILL™（Wacom Ink Layer Language）」の普及を推進しており、ビッグデータとしてのビジネス用途拡大の可能性を軸に、新しい価値の創造と普及を加速させていきます。

3) 「エクストリーム・フォーカス」に基づく行動の徹底

a. 利益重視の経営

お客様との対話を起点に、最高の体験を届けるために必要か否かを判断基準とし、経営資源の大胆な選択と集中を進めます。エンジニアの増員や研究開発に関する投資を積極的に行うと同時に、費用の最適化を通じて全体のコスト構造の改善につなげ、適切な売上成長との組み合わせにより安定的な利益を生み出す「利益重視の経営」を目指します。

b. パートナー企業との関係強化

研究開発、資材調達、生産、流通、販売・マーケティング、アフターサービス等の各オペレーションにおいて、パートナー企業との関係強化を図ります。各パートナー企業との関係構築を通じて、より広範で深い知見を共有しオペレーション品質の向上を図ります。

c. グローバルビジネスシステムプロジェクトに関する今後の方針

2016年4月に欧米の子会社での運用を開始した新基幹システムの稼働について一部の投資資産の減損処理を第34期に行いました。現在、日本及びアジア地域の子会社を中心に稼働している基幹システムと欧米で稼働を始めた新基幹システムが併存した運用体制となっています。グローバル組織に対応したグローバルビジネスシステムを運用することの有効性は変りませんが、中期経営計画においては基幹システムの変更に伴う大規模なシステム投資は想定しておらず、最適なシステムのあり方を検討し、実現可能性を追求してまいります。

(5) 企業集団の主要な事業セグメント (2020年3月31日現在)

当社グループの事業は、製品別に構成されており、以下のとおりとなっております。

① ブランド製品事業

電子機器製品及び関連するソフトウェアの開発・製造・販売

② テクノロジーソリューション事業

デジタルペン、マルチタッチセンサー及びタッチパネルなどの部品及びモジュールの開発・製造・販売

主要な製品は、次のとおりであります。

事 業	主 要 製 品	売上高（千円）	売上構成比率（%）
ブランド製品事業	ペントタブレット、モバイル、ディスプレイ、デジタル文具、液晶サインタブレット、液晶ペントタブレット	42,587,052	48.1
テクノロジーソリューション事業	デジタルペン、マルチタッチセンサー、タッチパネルの部品及びモジュール	45,992,814	51.9

(6) 企業集団の主要拠点等 (2020年3月31日現在)

本社・工場 埼玉県加須市豊野台二丁目510番地1

支社 東京支社 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー31階

営業所 大阪営業所（大阪市）

子会社 ワコムヨーロッパ（ドイツ連邦共和国）

ワコムテクノロジー（アメリカ合衆国）

ワコムチャイナ（中華人民共和国）

ワコムコリア（大韓民国）

ワコムオーストラリア（オーストラリア連邦）

ワコムホンコン（中華人民共和国）

ワコムシンガポール（シンガポール共和国）

ワコムタイワンインフォメーション（台湾）

ワコムインディア（インド共和国）

(7) 使用人の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人數	前連結会計年度末比増減
ブランド製品事業	592 (81)名	30名減 (2名増)
テクノロジー・リューション事業	237 (29)	14名増 (3名減)
全社（共通）	183 (32)	3名減 (4名増)
合 計	1,012 (142)	19名減 (3名増)

(注) 1. 使用人數は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、派遣社員を含む。）は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
 2. 「全社（共通）」は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の使用人數であります。

② 当社の使用人の状況

使用人數	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
378 (89)名	2名減 (-)	44.0歳	10年11ヶ月

(注) 使用人數は就業人員（当社から社外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、派遣社員を含む。）は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	5,000,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	2,000,000千円
三井住友信託銀行株式会社	1,000,000千円
株式会社埼玉りそな銀行	500,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 552,000,000株
- ② 発行済株式の総数 166,546,400株
- ③ 株主数 25,633名
- ④ 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	13,022,000株	8.01%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	12,479,000株	7.68%
日本トラステイ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,864,700株	6.68%
SAMSUNG ASIA PTE. LTD.	8,398,400株	5.17%
日本トラステイ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	6,552,200株	4.03%
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED 131800	4,997,600株	3.07%
株式会社ウイルナウ	4,840,000株	2.97%
GOVERNMENT OF NORWAY	4,051,895株	2.49%
山田正彦	3,768,000株	2.31%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) REGIC PRIVATE LIMITED	2,965,500株	1.82%

(注) 1. 当社は、自己株式4,121,301株を保有しておりますが、上記からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式4,121,301株を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2020年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	井出信孝	チーフエグゼクティブオフィサー
取締役	町田洋一	チーフファイナンシャルオフィサー
取締役	山本定雄	チーフテクノロジーオフィサー
取締役	薄田幸生	コーポレートストラテジー担当
取締役	稻積憲	トランスクスモス株式会社取締役専務執行役員
取締役（監査等委員）	東山茂樹	
取締役（監査等委員）	嘉村孝	アーバントリー法律事務所代表
取締役（監査等委員）	細窪政	グレートアジアキャピタル&コンサルティング 合 同 会 社 代 表 社 員

- (注) 1. 取締役稻積憲氏並びに取締役（監査等委員）東山茂樹氏、嘉村孝氏及び細窪政氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）嘉村孝氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、取締役稻積憲氏、取締役（監査等委員）東山茂樹氏、嘉村孝氏及び細窪政氏を東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために東山茂樹氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 2019年6月21日開催の第36回定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員）豊田亘氏は、任期満了により退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、その負担すべき損害賠償責任の限度額を100万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額とする旨の責任限定契約を締結しております。

③ 取締役に対する報酬等の総額

取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数
		基本報酬	賞与	
取締役（監査等委員を除く）	131,409	95,353	36,056	5名
取締役（監査等委員）	22,836	22,836	—	4名
合計 (うち社外役員)	154,245 (31,836)	118,189 (31,836)	36,056 (—)	9名 (5名)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第32回定時株主総会において年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額50,000千円以内）と決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第32回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
3. 当社は、2010年6月24日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。
4. 上記には、2019年6月21日開催の第36回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した監査等委員である取締役1名を含んでおります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況

- ・稻積憲氏は、トランスコスモス株式会社の取締役専務執行役員を兼務しております。なお、兼務先と当社との間に、特別の関係はありません。
- ・細窪政氏は、グレートアジアキャピタル＆コンサルティング合同会社の代表社員を兼務しております。なお、兼務先と当社との間に、特別の関係はありません。

ロ. 当該事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会 (17回開催)		監査等委員会 (12回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 稲積憲	17回	100%	一	一
取締役(監査等委員) 東山茂樹	17回	100%	12回	100%
取締役(監査等委員) 嘉村孝	17回	100%	12回	100%
取締役(監査等委員) 細窪政	14回	100%	9回	100%

(注) 取締役(監査等委員)細窪政氏は、2019年6月21日開催の第36回定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査等委員会の開催回数が他の取締役及び取締役(監査等委員)と異なります。

なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は14回、監査等委員会の開催回数は9回であります。

b. 取締役会及び監査等委員会における発言状況

- ・稻積憲氏は、経営全般に関する助言、提言を適宜行っております。
- ・東山茂樹氏及び細窪政氏は、企業活動の適法性、適正性確保の観点からの発言を適宜行っております。
- ・嘉村孝氏は、弁護士としての専門的立場から、主に企業活動の適法性確保のための発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 PwCあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	52,713千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	52,713千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、過去の実績等も勘案し会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することにいたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

⑤ 当社子会社の会計監査人の状況

当社の重要な子会社であるワコムヨーロッパ及びワコムテクノロジーは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての取締役会の決議の概要は、以下のとおりあります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 企業活動の基本方針として、ビジョンを定め、法令と社会倫理の遵守及び社会への貢献を企業活動の前提とし、企业文化の基礎とすることを徹底する。また、代表取締役社長であるグループCEOを中心として当社グループ全体の活動をもってその定着と推進に取り組む。
- 会社法に基づき取締役会と監査等委員会を設置する。取締役会は、取締役会規則により運営され、法令・定款に適合した内部統制の構築と推進、経営方針及び事業計画の策定と実施に責任を持つ。監査等委員会は、監査等委員会規則に基づき運営され、取締役の意思決定及び業務執行を監視する。
- 社外取締役を委員長とし、過半数を社外取締役で構成する指名委員会及び報酬委員会を設置する。指名委員会は、取締役及び重要な経営幹部の選任について、取締役会に対し助言または提言を行う。報酬委員会は、取締役報酬制度及び各取締役の報酬について、取締役会に対し助言または提言を行う。
- 取締役会は、取締役及び使用人が法令等及び健全な社会規範の下に職務を遂行するための基礎として「Wacom Code of Ethics and Business Conduct（ワコム倫理・行動規範）」を定め、その遵守・徹底を図る。特に、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で臨む。
- 取締役会は、指名委員会の提言に基づき代表取締役社長を選定し、代表取締役社長は、グループ会社全体の業務執行を統括するグループCEOを兼務する。グループCEOは、取締役会の方針のもと、グループ会社の経営戦略の立案と経営計画の立案・実施、内部統制の推進・強化に責任を持つ。
- グループ経営及び業務執行の責任の明確化及び効率化を図るために、各部門に責任者を置く。各部門の責任者は、グループCEOを補佐して経営戦略の立案と実施に貢献する。また、ビジョンの下、担当部門においての業務執行に責任を持つとともに、内部統制の推進及び強化に対し責任を持つ。
- 当社グループの内部統制を総合的に推進し、実効性あるものとするために、コーポレートアドミニストレーションは、会社法及び金融商品取引法等関係法令に従い業務執行に関する内部統制全般の整備と体制の維持を行う。
- グループCEOの直轄部署として、内部監査及び内部統制の評価を担当するインターナル オーディットを設置し、法令・定款・規則・規程等の遵守並びに業務執行を監査する。また、内部統制上の課題を把握し、該当部門への業務改善勧告・指導を行うとともに

もに、グループCEOに対し報告を行う。

9. 関係会社の内部統制の推進と強化は、各関係会社の代表者がこれを行う。
 10. グループCEOのもとにエグゼクティブ コミッティを設置する。エグゼクティブ コミッティは、事業戦略及びその進捗に関する会議を定期的に開催し、事業計画の進捗と業務執行に関する課題を検討し、必要な対応を行う。また、ビジョンの下、ブランドの維持、促進を図るとともに、当社グループの中長期的な成長と年度目標達成のための戦略を策定する。
 11. グループCEOを委員長とするポリシー・プロセス アンド コントロールズ コミッティを設置し、規則・規程等の整備、業務プロセスの整備、情報セキュリティ、その他の内部統制に関する重要な課題の把握・審議を行い、その結果に応じ対応策の実施、又は必要な通知、指導を取締役及び使用人に対して行う。
 12. 当社及びグループ会社の取締役及び使用人がコンプライアンス上の問題等を発見した場合に通報及び相談を行うことができる窓口として、社外第三者機関によるWacom Speak-up Lineを設置し、内部統制の維持と自浄プロセスの向上を図るものとする。通報は、原則として匿名を可能とし、通報者がそのことによる不利益を受けないことを確保する。
 13. グループCEOを委員長とするヒューマン リソース コミッティを設置する。使用者の法令・定款・規則・規程等の違反行為について必要な調査を行い、就業規則、その他の規程に基づき適切な処分を行い、その再発防止を図る。
 14. 取締役の法令違反等については、グループCEOが取締役会及び監査等委員会に速やかに報告し、取締役会の指示決定に従うものとする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
1. 文書管理に関する規則（以下、「文書管理規程」という）を定め、次の各項に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連文書とともに保存するものとする。
 - ・株主総会議事録
 - ・取締役会議事録
 - ・エグゼクティブ コミッティ議事録
 - ・ポリシー・プロセス アンド コントロールズ コミッティ議事録
 - ・コンプライアンス アンド リスク コミッティ議事録
 - ・ヒューマン リソース コミッティ議事録
 - ・内部監査報告書
 - ・その他、法令・文書管理規程に定める文書
 2. 上記文書の保管期間と保管部署に関しては、法令に別段の定めのない限り、文書管理規程で各文書の種類ごとに定めるところによるものとする。
 3. 上記文書の保管場所及び保管方法は文書管理規程に定めるところによるものとし、取締役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. ディリゲーション オブ オーソリティー (DOA) 、その他の規程により業務決裁に関するプロセス・権限の明確化を行い、相互牽制によるリスク削減に努める。
2. インターナル オーディットは、インターナル オーディット ポリシーに定めるところにより当社グループの業務活動が法令・定款・規則・規程等に準拠し、実行されているかについて監査を行う。また、内部統制上の課題を把握し、該当部門への業務改善勧告・指導を行うとともに、グループCEOに対し報告を行う。
3. ポリシー・プロセス アンド コントロールズ コミッティは、定期的に規則・規程等の整備、業務プロセスの整備、情報セキュリティ、その他の内部統制に関する問題の把握・検討を行い、その結果に応じ対応・改善策を立案し実施する。また、取締役及び使用人に対し必要な通知又は指導を行う。
4. コンプライアンス アンド リスク コミッティは、グローバルなリスク分析、災害への対応計画の策定、緊急連絡網の整備やその他のリスク管理に関わる対応を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社グループは、取締役の業務執行権限を各部門の責任者に委譲する。これにより、取締役は、経営の迅速化・監督機能の強化等経営機能に専念し事業の構造改革を迅速かつ効率的に進める。
2. 取締役会は、原則として月1回開催し、経営方針の決定とその実施に関する計画の立案と進捗に関しての検討を行う。また、中期経営計画を決定し、毎期の事業計画と予算を承認し、月次及び四半期ごとに業績及び進捗を管理する。
3. エグゼクティブ コミッティは、事業計画の進捗と業務執行に関する課題を実務的な観点から検討し、必要な対応を行う。また、ビジョンの下、ブランドの維持、促進を図るとともに、当社グループの中長期的な成長と年度目標達成のための戦略を策定し、その実現を主導する。

⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. グループCEO、各部門の責任者及び各関係会社の責任者は、ビジョンを全社に推進し、法令と「ワコム倫理・行動規範」の遵守及び社会への貢献を企業経営の前提として徹底する。
2. グループCEO及び各部門の責任者は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用に関する権限と責任を有する。
3. 各関係会社の責任者は、内部統制の推進と強化を図り、業務の適正を確保する。
4. グループCEOは、当社グループの財務報告の適正性を確保するために、同報告に係る内部統制システムの構築を行い、その整備・運用を評価する。

5. 監査等委員は、法令及び定款に基づき関係会社の監査を適宜実施し、その結果に応じて内部統制の改善策の勧告・指導、実施の支援・助言を行う。
6. インターナル オーディットは、グループCEOの指示により、関係会社の内部監査を適宜実施し、その結果に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
　　インターナル オーディットは、監査等委員会との連携により監査等委員の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査等委員会へ報告する。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役からの独立性等に関する事項
　　監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その業務を取締役、インターナル オーディット責任者等の指揮命令に優先するものとする。また、グループCEO及び各部門の責任者は、監査業務の円滑な実施のために必要な業務上の調整と支援を行わなければならない。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
　　取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性のある事項、内部監査やポリシー・プロセス アンド コントロールズ コミッティで検討された内部統制上の重要な指摘や課題事項などを速やかに報告するものとする。
- ⑨ 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
　　監査等委員からその職務の執行に関する費用の前払い又は支出した費用の償還の請求があったときは、速やかにこれに応じるものとする。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　　監査等委員会は、監査計画や監査方針に関して年度計画を策定しグループCEOと協議する。また、インターナル オーディットと重点監査内容の調整などを行い、監査効率の向上を図る。さらに、監査等委員会は、グループCEO及び会計監査人である監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度に実施した当社グループにおける運用状況のうち主なものは以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に関する取組み

当社取締役会は、第37期（2020年3月期）には17回開催しており、ほぼ全員が全会に出席し適宜意見を述べ、実効性が保たれています。また、取締役会以外に取締役が重要事項を討議する場を設け、より適正で効率的な会社運営を可能とするように努めています。この取組みにより、取締役間のコミュニケーションが促進され、企業理念や経営課題に対する共通認識が深化しており、ひいては取締役会の審議の実効性が高まっています。また、取締役会のさらなる実効性の向上を目指し、取締役の自己評価による取締役会評価を実施しました。

② 監査等委員の職務の執行に関する取組み

当社監査等委員会は、監査等委員会規則に基づき運営され、第37期（2020年3月期）には12回開催し、取締役の意思決定及び業務執行を監視しています。監査等委員会は、監査計画や監査方針に関して年度計画を策定しグループCEOと協議するとともに、当社グループの内部監査を行うインターナル オーディットと重点監査内容の調整等を行い、監査効率の向上に努めています。さらに、監査等委員会は、グループCEO及び会計監査人である監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催しています。また、常勤の監査等委員を置くことで円滑な情報収集を図るとともに、取締役会、インターナル オーディット及び各部門と連携し職務の執行をしております。

③ 業務執行の適正性の確保と効率性の向上のための取組み

当社グループでは、業務執行の適正性の確保と効率性を向上するために、業務決裁に関するプロセスと権限を明記したディリゲーション オブ オーソリティーを定めており、その運用状況は、インターナル オーディットによる内部監査で確認しています。また、グループCEO及び各部門の責任者が出席し、事業戦略及び計画の進捗と業務執行に関する課題解決を検討するエグゼクティブ コミッティ、当社グループのポリシー等の規程類や業務プロセスの整備等を検討するポリシー・プロセス アンド コントロールズ コミッティ等の会議を定期的に開催しました。

(7) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について、特に定めておりません。

しかしながら、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的に向上させるためには、知的財産の拡大、付加価値の高い技術と製品の実現とともに、グローバルな企業文化の育成、競争力の高いグローバルな事業モデルの強化など長期的な事業成長と価値の向上への取組みが必要と考えています。また、その前提として、株主の皆様、お客様、取引先、従業員等のステークホルダーとの安定的な関係の構築が必要と考えています。

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資さない当社株券等の大量買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えています。

当社株式の大量買付行為を行おうとする者に対しては、大量買付行為の是非を株主の皆様が判断するために必要な情報の提供と時間の確保を求め、併せて当社取締役会の意見等を開示し、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社の利益配分については、将来の事業展開と財務体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当の継続と機動的な自己株式取得を基本方針としております。

内部留保については、中長期的な企業価値の増大に向けて、お客様との関係強化や技術革新につながる施策を中心に経営資源を継続的に投下することで有効活用するとともに、財務の健全性についても、今後の経営環境の変化に積極的に対応していくためにはさらに充実させる必要があると認識しております。財務の健全性を図るため、中期的に連結ベースで60%程度を目安に自己資本比率の引上げを図ります。

配当方針については、適正な財務の健全性を確保することを念頭に、連結ベースの配当性向の目安を30%程度としたうえで、1株当たり配当の中長期的な増加を通じた利益還元に努めてまいります。配当の回数については、配当事務にかかるコストも考慮し、配当原資が確定する期末日を基準とする年1回の現金配当を基本方針としております。

自己株式取得については、配当のように定期的な実施を基本方針とせず、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策として遂行してまいります。

なお、株主優待制度については、配当や自己株式取得以外での利益還元を望まれない株主様もいらっしゃいますので、公平性の観点から導入せず、現金配当と自己株式取得による利益還元を継続する方針です。

当期の配当については、1株当たり7円00銭としました（配当性向29.0%）。

次期の配当については、1株当たり7円50銭を予定しております（配当性向26.5～30.5%）。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	42,172,999	流 動 負 債	15,769,756
現 金 及 び 預 金	21,541,467	買 掛 金	6,623,640
売 掛 金	9,522,532	短 期 借 入 金	500,000
商 品 及 び 製 品	6,755,609	1年内返済予定の長期借入金	2,000,000
仕 掛 品	192,890	未 払 法 人 税 等	399,880
原 材 料 及 び 貯 藏 品	1,889,286	賞 与 引 当 金	1,071,520
そ の 他	2,297,735	役 員 賞 与 引 当 金	36,056
貸 倒 引 当 金	△26,520	そ の 他	5,138,660
固 定 資 産	8,982,704	固 定 負 債	7,651,173
有 形 固 定 資 産	4,808,851	長 期 借 入 金	6,000,000
建 物 及 び 構 築 物	1,129,386	退 職 給 付 に 係 る 負 債	898,301
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	790,620	資 产 除 去 債 务	251,032
土 地	1,063,061	そ の 他	501,840
そ の 他	1,825,784	負 債 合 計	23,420,929
無 形 固 定 資 産	1,994,803	純 資 産 の 部	
そ の 他	1,994,803	株 主 資 本	28,770,575
投 資 そ の 他 の 資 産	2,179,050	資 本 本 金	4,203,469
投 資 有 價 証 券	102,204	資 本 剰 余 金	6,100,962
繰 延 税 金 資 産	1,374,250	利 益 剰 余 金	20,341,982
そ の 他	760,917	自 己 株 式	△1,875,838
貸 倒 引 当 金	△58,321	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△1,035,801
資 产 合 計	51,155,703	そ の 他 有 價 証 券 評 価 差 額 金	△5,149
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△1,042,198
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	11,546
		純 資 産 合 計	27,734,774
		負 債 純 資 産 合 計	51,155,703

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目			金 額
売 売 上 原 高 価			88,579,866
売 売 上 総 利 益			58,872,822
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			29,707,044
當 営 業 外 収 利 益			24,140,335
當 営 業 外 取 利 息 入 他			5,566,709
受 雜 そ の 他			
當 営 業 外 支 払 利 息 損 他			
支 為 そ の 他			
經 常 利 益			
特 別 利 益			5,194,262
固 定 資 産 売 却 益			
新 株 予 約 権 戻 入 益			7,594
特 別 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損			
投 資 有 價 証 券 評 價 損			342,344
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			4,859,512
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税			
法 人 税 等 還 付 税 額			942,026
法 人 税 等 調 整 額			
當 期 純 利 益			3,917,486
親会社株主に帰属する当期純利益			3,917,486

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式		
当連結会計年度期首残高	4,203,469	6,100,962	17,399,047	△1,875,838		25,827,640
当連結会計年度変動額						
剩 余 金 の 配 当			△974,551			△974,551
親会社株主に帰属する当期純利益			3,917,486			3,917,486
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)						
当連結会計年度変動額合計	—	—	2,942,935	—		2,942,935
当連結会計年度末残高	4,203,469	6,100,962	20,341,982	△1,875,838		28,770,575

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△1,970	△406,058	6,428	△401,600	1,914	25,427,954
当連結会計年度変動額						
剩 余 金 の 配 当						△974,551
親会社株主に帰属する当期純利益						3,917,486
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△3,179	△636,140	5,118	△634,201	△1,914	△636,115
当連結会計年度変動額合計	△3,179	△636,140	5,118	△634,201	△1,914	2,306,820
当連結会計年度末残高	△5,149	△1,042,198	11,546	△1,035,801	—	27,734,774

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	26,169,915	流 動 負 債	11,857,432
現 金 及 び 預 金	11,533,762	買 掛 金	6,055,351
売 掛 金	7,523,302	短 期 借 入 金	500,000
商 品 及 び 製 品	3,206,670	1年内返済予定の長期借入金	2,000,000
仕 掛 品	153,903	未 払 金	1,463,944
原 材 料 及 び 貯 藏 品	1,562,647	未 払 費 用	298,816
前 払 費 用	294,420	未 払 法 人 税 等	362,062
未 収 入 金	1,590,305	前 受 金	471,440
そ の 他	309,406	預 金	134,904
貸 倒 引 当 金	△4,500	賞 与 引 当 金	534,859
固 定 資 産	9,470,763	役 員 賞 与 引 当 金	36,056
有 形 固 定 資 産	3,279,619	固 定 負 債	7,109,724
建 物	810,212	長 期 借 入 金	6,000,000
構 築 物	2,505	退 職 給 付 引 当 金	911,947
機 械 及 び 装 置	705,822	資 産 除 去 債 務	155,059
工 具、器 具 及 び 備 品	698,019	そ の 他	42,718
土 地	1,063,061	負 債 合 計	18,967,156
無 形 固 定 資 産	1,943,173	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア	734,907	株 主 資 本	16,678,671
そ の 他	1,208,266	資 本 金	4,203,469
投 資 そ の 他 の 資 産	4,247,971	資 本 剰 余 金	6,100,962
投 資 有 価 証 券	102,204	資 本 準 備 金	4,044,882
関 係 会 社 株 式	2,127,476	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,056,080
繰 延 税 金 資 産	1,467,022	利 益 剰 余 金	8,250,078
そ の 他	609,590	利 益 準 備 金	22,456
貸 倒 引 当 金	△58,321	そ の 他 利 益 剰 余 金	8,227,622
資 产 合 計	35,640,678	繰 越 利 益 剰 余 金	8,227,622
		自 己 株 式	△1,875,838
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△5,149
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△5,149
		純 資 産 合 計	16,673,522
		負 債 純 資 産 合 計	35,640,678

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目		金	額
売 上 高			71,172,539
売 上 原 価			54,000,621
売 上 総 利 益			17,171,918
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			14,774,491
營 業 利 益			2,397,427
當 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金		8,021	
受 取 手 数 料		73,115	
そ の 他		5,939	87,075
當 業 外 費 用			
支 払 利 息		31,394	
為 替 差 損		295,160	
そ の 他		16,825	343,379
經 常 利 益			2,141,123
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益		4,542	
新 株 予 約 権 戻 入 益		1,914	6,456
特 別 損 失			
減 損 損 失		332,811	
固 定 資 産 除 却 損		281,655	
そ の 他		60,096	674,562
税 引 前 当 期 純 利 益			1,473,017
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		510,688	
法 人 税 等 調 整 額		△4,069	506,619
当 期 純 利 益			966,398

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位:千円)

資本金	株主資本					
	資本			利益		
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	4,203,469	4,044,882	2,056,080	6,100,962	22,456	8,235,775
当期変動額						
剰余金の配当						△974,551
当期純利益						966,398
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△8,153
当期末残高	4,203,469	4,044,882	2,056,080	6,100,962	22,456	8,227,622
						8,250,078

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△1,875,838	16,686,824	△1,970	△1,970	1,914	16,686,768
当期変動額						
剰余金の配当		△974,551				△974,551
当期純利益		966,398				966,398
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△3,179	△3,179	△1,914	△5,093
当期変動額合計	—	△8,153	△3,179	△3,179	△1,914	△13,246
当期末残高	△1,875,838	16,678,671	△5,149	△5,149	—	16,673,522

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

株式会社ワコム
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 市原順二 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 戸田栄 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ワコムの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワコム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

株式会社ワコム
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 市原順二 
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 戸田栄 
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワコムの2019年4月1日から2020年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第37期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハの掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、次の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思の疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて会計監査人と子会社に赴き、その事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上 の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく表示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

株式会社 ワコム 監査等委員会

常勤監査等委員	東山 茂樹	印
監査等委員	嘉村 孝	印
監査等委員	細窪 政	印

(注) 監査等委員 東山 茂樹、嘉村 孝 及び 細窪 政は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1 再任	 い で のぶ たか 井 出 信 孝 1970年5月19日 (2019年度) 【取締役会への出席状況】 17回中17回（100%） 所有する当社株式の数 18,200株	<p>2013年8月 当社入社 コンポーネント事業本部技術マーケティング部ジェネラルマネージャー</p> <p>2015年4月 当社テクノロジーソリューションビジネスユニットバイスプレジデント</p> <p>2015年7月 当社テクノロジーソリューションビジネスユニットシニア・バイスプレジデント</p> <p>2017年4月 当社エグゼクティブ・バイスプレジデント テクノロジーソリューションビジネスユニット担当兼プラットフォーム＆アプリケーションビジネスユニット担当</p> <p>2017年6月 当社取締役</p> <p>2018年4月 当社代表取締役社長（現任） チーフエグゼクティブオフィサー（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>2013年に当社入社後テクノロジーソリューション事業のマーケティング責任者として、2015年からテクノロジーソリューション事業全体の責任者として事業の拡大に貢献しております。2018年4月に当社代表取締役社長兼CEOに就任後は、当社グループのグローバル経営を主導しております。当社のビジョンを体現し、全社をリードして企業価値の向上を実現することができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2 再任	 まち だ よう いち 町 田 洋 一 1962年9月8日 (2019年度) 【取締役会への出席状況】 17回中17回 (100%) 所有する当社株式の数 —	<p>1986年4月 ソニー株式会社入社 2001年1月 Sony Europe B.V. General Manager 2004年12月 ソニー株式会社経営企画部門統括課長 2013年5月 SONY Brasil Ltda. Diretor Financeiro 2015年10月 フジッコ株式会社入社 2016年4月 同社経営企画部部長 2018年1月 当社入社 ファイナンスシニア・バイスプレジデント 2018年4月 当社エグゼクティブ・バイスプレジデント（現任） チーフファイナンシャルオフィサー（現任） 2018年6月 当社取締役（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>当社入社以前に事業会社での財務責任者としての豊富な経験を有し、2018年1月の当社入社後も財務部門の責任者として当社の経営管理、資金管理、決算業務を主導しています。これまでの財務部門の責任者としての豊富な経験と金融・経済に関する見識を経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>
3 再任	 やま もと さだ お 山 本 定 雄 1961年4月13日 (2019年度) 【取締役会への出席状況】 17回中16回 (94.1%) 所有する当社株式の数 752,000株	<p>1987年3月 当社入社 1998年4月 当社電子機器事業部基礎開発部ジェネラルマネージャー 1999年6月 当社取締役 2004年6月 当社取締役兼執行役員R & D統括担当 2010年4月 当社取締役兼執行役員R & D推進室ジェネラルマネージャー 2014年4月 当社取締役兼執行役員技術開発本部長 2015年4月 当社取締役（現任） チーフテクノロジーオフィサー（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>1998年から当社製品の基礎となる技術の開発責任者として従事しており、当社技術について精通し、豊富な知識を有しております。これまでの技術開発責任者としての経験及び当社基礎技術に関する知識を技術開発に活かすことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
4 再任	 薄田幸生 うすだ ゆきお 1968年12月8日 (2019年度) 【取締役会への出席状況】 17回中17回 (100%) 所有する当社株式の数 12,000株	<p>2005年1月 当社入社 2009年4月 当社オペレーションズ統括事業推進室ジェネラルマネージャー 2015年4月 当社CEOオフィスバイスプレジデント 2017年4月 当社エグゼクティブ・バイスプレジデント（現任） コーポレートストラテジー担当（現任） 2017年6月 当社取締役（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>2009年から当社主力事業の管理部門の責任者として、2015年から全社の企画・戦略策定部門の責任者として、当社の戦略や事業計画策定に携わっており、これまでの経験を、今後当社においてますます重要な戦略策定機能等の強化に活かすことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>
5 再任	 稲積憲 いなみづみけん 1974年1月22日 (2019年度) 【取締役会への出席状況】 17回中17回 (100%) 所有する当社株式の数 —	<p>2010年1月 アリックスパートナーズ・アジア・エルエルシーディレクター 2012年1月 NHN Japan株式会社（現LINE株式会社）執行役員経営企画室長 2013年4月 NHN PlayArt株式会社（現NHN Japan株式会社）取締役COO 2014年2月 同社代表取締役社長 2015年10月 NHN テコラス株式会社代表取締役社長 2017年3月 トランスコスモス株式会社上席常務執行役員 2017年12月 同社専務執行役員 2018年6月 当社社外取締役（現任） 2019年6月 トランスコスモス株式会社取締役専務執行役員（現任）</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>事業会社における代表取締役社長を含む役員の経験を有し、現在も事業会社の取締役専務執行役員として業務執行を主導しています。これまでのIT業界における知識及び経験を活かし、当社の業務執行取締役に対し助言や指導をいただいていることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>

- (注)
- 当社と各候補者との間に、特別の利害関係はありません。
 - 稻積憲氏は、社外取締役候補者であります。
 - 稻積憲氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
 - 当社と稻積憲氏の間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を100万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額に限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、同内容の契約を継続する予定であります。
 - 当社は、稻積憲氏を東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役東山茂樹氏は、任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
 再任 ひがし やま しげ き 東 山 茂 樹 1958年2月15日 (2019年度) 【取締役会への出席状況】 17回中17回 (100%) (2019年度) 【監査等委員会への出席状況】 12回中12回 (100%) 所有する当社株式の数 10,000株	<p>2005年4月 株式会社野村総合研究所企画部長 2006年4月 同社執行役員人事部長 2008年4月 同社執行役員アジアシステム事業本部長iVision Shanghai Co., Ltd. 取締役 2012年4月 同社執行役員中国・アジアシステム事業本部長 2015年4月 同社常務執行役員 Nomura Research Institute Asia Pacific Private Limited社長 2016年4月 同社理事 2018年6月 当社社外取締役[監査等委員] (現任)</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</p> <p>1982年に株式会社野村総合研究所に入社し、同社の企画、人事の責任者を歴任しています。また、同社において豊富な海外勤務の経験を持ち、グローバルな事業についての経験を有しています。当社監査等委員である社外取締役就任後は、これまでの経験および経営に関する豊富な知識を活かし監査等委員会委員長及び報酬委員会委員長を務めていることから、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>

- (注) 1. 当社と候補者との間に、特別の利害関係はありません。
 2. 東山茂樹氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 東山茂樹氏の当社監査等委員である社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
 4. 当社と東山茂樹氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を100万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額に限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、同内容の契約を継続する予定であります。
 5. 当社は、東山茂樹氏を東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏 生 年 月 日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
 いな 稲 づみ 積 けん 憲 1974年1月22日 所有する当社株式の数 ——	<p>2010年1月 アリックスパートナーズ・アジア・エルエルシーディレクター 2012年1月 NHN Japan株式会社（現LINE株式会社）執行役員経営企画室長 2013年4月 NHN PlayArt株式会社（現NHN Japan株式会社）取締役COO 2014年2月 同社代表取締役社長 2015年10月 NHN テコラス株式会社代表取締役社長 2017年3月 トランスコスモス株式会社上席常務執行役員 2017年12月 同社専務執行役員 2018年6月 当社社外取締役（現任） 2019年6月 トランスコスモス株式会社取締役専務執行役員（現任）</p> <p>【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</p> <p>事業会社における代表取締役社長を含む役員の経験を有し、現在も事業会社の取締役専務執行役員として業務執行を主導しています。これまでのIT業界における知識及び経験を活かし、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>

- (注) 1. 当社と候補者との間に、特別の利害関係はありません。
2. 稲積憲氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 稲積憲氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
4. 当社と稻積憲氏の間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を100万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額に限定する契約を締結しております。同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、同内容の契約を継続する予定であります。
5. 当社は、稻積憲氏を東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

【ご参考】社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、いずれの項目にも該当しないと判断される場合に、当社からの独立性がある社外取締役として選任しております。

- ① 就任前10年間において当社又は当社子会社の取締役（社外取締役は除く。）、監査役（社外監査役は除く。）、執行役員又は使用人であった者
- ② 現在又は過去5年間において当社の議決権所有割合10%以上の株主又は当該株主が法人である場合には、当該主要株主又はその親会社若しくはその子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人であった者
- ③ 当社が直近事業年度又は過去3事業年度において、当社に対し、当社の年間連結総売上高の2%以上に相当する支払いを行っていた取引先又は当該取引先の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人であった者
- ④ 当該事業年度又は過去3事業年度において当社から当該会社の年間連結売上高の2%以上に相当する支払いを受けていた取引先又は当該取引先の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人であった者
- ⑤ 過去3年間において当社の会計監査人である監査法人の社員又は従業員であった者
- ⑥ 当社から役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタント
- ⑦ 過去3年間において当社から1,000万円以上の寄付を受けた法人又は組合等の団体に過去3年間ににおいて所属していた者
- ⑧ 上記①から⑦に該当する者の配偶者、二親等内の親族又は同居の親族

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2015年6月26日開催の第32回定時株主総会において、監査等委員を除く取締役は年額300,000千円以内（うち社外取締役50,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、監査等委員である取締役は年額50,000千円以内とご承認いただいておりますが、今般、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く当社取締役（以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式を割り当てるために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50,000千円以内といたします。

また、対象取締役は、当社取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される普通株式の総数は年200,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとする。）とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。なお、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されると、対象取締役は4名となります。

これによる当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から取締役を退任する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 謾渡制限の解除

当社は、対象取締役が、謹渡制限期間の開始日から、その後最初に到来する定時株主総会終結の時の直前までの期間（以下「役務提供期間」という。）中、継続して、当社取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、謹渡制限期間が満了した時点をもって謹渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に取締役の地位を喪失した場合の謹渡制限を解除する本割当株式の数は、本割当契約及び当社が定める謹渡制限付株式報酬規程に定めるものとする。

(3) 本割当株式の無償取得

対象取締役が、役務提供期間が満了する前に当社取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、当社は、謹渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき謹渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、謹渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により謹渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、謹渡制限を解除する。また、この場合、当社は、謹渡制限が解除された直後の時点においてなお謹渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、謹渡制限期間中の謹渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、謹渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

以上

メモ

メモ

株主総会 会場ご案内図

日時

2020年6月26日（金曜日） 午前10時

会場

ベルサール新宿グランド 1階 イベントホール

東京都新宿区西新宿八丁目17番3号 TEL 03(3362)4791



最寄駅

◆東京メトロ丸ノ内線
「**西新宿駅**」
1番出口 徒歩約3分

○株主総会にご出席の皆さまへのお土産はありません。

○株主総会終了後、同会場にて事業説明会を行います。

○株主総会の各議案については、ご来場いただかずには画面またはインターネット等により議決権行使することが出来ますので、そちらのご利用もご検討ください。